

第2回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和元年8月6日(火) 10:00～12:00	
場所	さくら庁舎 第35会議室	
出席者	委員	鈴木委員、加藤委員、石川委員、大橋委員、加藤委員、神谷委員、野上委員、藤野委員、前田委員、三浦委員、佐藤委員、荻野委員、二宗委員、蓮池委員
	事務局	行革・政策監、企画情報課長、行政課長、企画情報課課長補佐、市民協働課課長補佐、企画政策課企画政策係長、企画情報課古澤、企画情報課伴野、企画情報課山田、市民協働課加藤、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	3名	

1. 開会～市民憲章唱和

【司会】:ただ今から、第2回安城市自治基本条例審議会を開会いたします。本日は塚田委員から欠席の連絡をいただいています。また、本日の会議は半数以上の委員に出席いただいていますので、自治基本条例審議会規則第4条第2項の規定により、会議は開催要件を満たし、有効に成立していることを報告申し上げます。

《配布資料「次第」「委員名簿」「第一回自治基本条例審議会議事内容(要約版)」「参考資料 各種統計」「資料6 追加規定事務局案」「自治基本条例審議会進行予定(案)」「論点検討シート」「意見書」3件の確認》→意見書については、前回会議後に事務局に寄せられた意見です。時間の都合上、読み上げて紹介しませんが、ご一読いただき、今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。なお、いずれの意見につきましても、事務局の考え方を表すものではございませんので、ご了解ください。

また、本日も傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

《市民憲章唱和》

2. 委員の交代について

【司会】:委員の交代がありましたので、ご報告申し上げます。PTA連絡協議会からの推薦で任命していた済木委員に代わり、加藤由紀委員にお願いすることとなりました。加藤委員、自己紹介をお願いします。

【委員】:小中学校PTA連絡協議会からの参加になる加藤由紀です。西中学校区で副会長をしています。PTAは、子どもと共に考えて主体的に自分たちで未来を切り開いていく力を育てることや、学校行事と地域活動との連携を結び付けていくようなことを目指しています。これから皆さんと、自治のことについてお話ができればいいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 前回会議の内容について

【事務局】:お手元にお配りした「第一回自治基本条例審議会議事内容(要約版)」をご覧ください。

前回の会議の議事要旨は以前にお配りさせていただきましたが、本日は、そのうち、委員から頂いた意見を要約したものをお配りしています。項目で言うと、「1自治基本条例の意義」「2条例によって市がどのように発展してきたか」「3条例の周知・PR」「4まちづくりとの係わり」「5安城らしさ」といった条例から波及するものに関する、また「6市民の定義」「7最高規範という用語」「8危機管理条例」に関するものといった、条例の規定内容に関するものについてもご意見をいただきました。

4. 話題提供

【司会】:続いて、「自治の推進と検証の視点」と題して鈴木会長より話題提供をいただきます。

【会長】:今日は審議に入る前に私の方から、少しお時間をいただいて、自治基本条例を取り巻く周辺環境の変化、今どういう視点が持ち込まれているのか、課題なのかを話題提供したいと思います。自治基本条例に関しては、私も昔の自治省、今でいう総務省、一部内閣府に関わって、自治基本条例の課題や意義など、全国の様々な状況を踏まえて論議をしてきた経緯があります。私がお話しするのは、政府などのいろんな研究や答申に基づく意見でなく、私自身が自治基本条例の策定や運用に関わって、今自治基本条例がどういう視点で検証しなければいけないのか、私の経験の及ぶ範囲で話題提供してみたいと思います。

安城市の自治基本条例、その目的とは

まずこの条例の目的について確認してみたいと思います。1つめは、安城市における「自治の基本原則」を定めるものであるということ。2つめは、その上で「市民の権利」、「市民の責務」、「議会と市長、その他の執行機関の責務」を明らかにするものである、ということ。3つめは、この権利や責務を明らかにした上で、「市民参加」と「市民協働」によるまちづくりを推進すること。そして4つめ、最終的な展望としては、「自立した地域社会」を実現するんだ、ということ、前回事務局から説明していただきました。

それぞれの言葉の定義については、ここにいる皆さんが全く同じということはありませんので、皆さんの日常の生活感覚からそれぞれ具体的なイメージを持っていただくのが今の段階ではいいのかなと思います。そんなことを前提としてお聞きいただければと思います。

推進すべき自治とは具体的に何か

「推進すべき自治とは何か」ということですが、前回、次の4つに整理されました。1つめは「市民が主役の自治である」ということ。だからこそ「市民」という言葉の定義について、前回も皆さんから「再検証が必要だ」という意見があったかと思いますが、行政側もそれを受け止めたんだろうと思います。

2つめは、「そのために市民参加を促進する」ということ。つまり市民自身が様々な行政施策の構想・計画段階から意見を述べたり、情報をもらったりして、自らの考えや意見を表明する。

3つめとしては、「さらに市民協働を促進する」ということが、市民が主役の自治を具現化していくために大事だということ。この「市民協働」というのは、市民相互がそれぞれでは成し遂げられないことも、お互いに協力し合うことで新たな取り組みができ得る、つまり暮らしを充実させていくことができるという意味で一般的には使われています。

そして4つめは、『「市民が主役」「市民参加を推進」「市民協働を推進」するために市民、議会、市長等が、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有する』ということでした。

自治の推進が必要と考えられた背景

では次に、「自治の推進が必要と考えられた背景」です。これは、前回話に出た「安城らしさ」にもつながっていく部分でもあります、全国的な傾向としても言えることであるかもしれません。

1つは、「自立した地方自治体運営の根拠、つまり、自治体の様々な条例や施策のよりどころとなるルールが必要になった。」というところが前回の説明で強調されたと思います。

2つめは、「住民自治の推進で、自治体の運営には広く市民が参加し、地域内の問題解決を行うことが期待されている。そのために、情報の共有や市民参加の制度など、住民自治を推進させる制度の整備が求められるようになってきた」ということです。

また、その大きなきっかけになったものとして、2000年の地方分権法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)の施行、475の法律(一部勅令を含む)について改正または廃止が行われ、その中で、市町村は国や県の下ではなく、「対等な総合行政組織」として認知されていくようになる。ゆえに、自己決定、自己責任により、財政的にも自立した運営が強く求められた、ということが背景にあったということです。

ですから、前回お話にあった、北海道のニセコ町で作られて以降、全国で自治基本条例が自治体のいろんな条例施策の重要な拠り所として必要であって、また自立していくという背景があって求められてきたということがありました。

ところが、市町村の行政運営には課題が

市町村は、自らの行政運営を国や県に従うのではなく、自己責任のもと自己決定することが求められるようになります。しかし、誰がどのように行政を運営し、課題を検証し、行政サービスを供給すべきなのか、といった基本的な取り決め、ルールなどがはっきりしないことが認知されるようになりました。

そこで、市町村の行政運営に関係する人々、住民、議会、市町村長等)や行政組織自体が、活動や運営のよりどころとし、出発点は精神的なよりどころでいいですが、より現実的に、

いったいどうするんだというところをみんなで考える以上は、現実的、制度的なよりどころとして、行政運営上の基本的な考え方や仕組みを明文化する必要に迫られるようになった。その中で、自治基本条例の必要性が論議されたり検討が始まったりし、その検討も、この安城市で行われたように、いろんな立場の市民の皆さんが日常の生活感覚を大事にしながら、専門家、あるいは行政の導きも得ながら、検討をすることを始められたんだと思います。

2つの検証視点-行政視点と市民視点

自治基本条例の検証は、行政視点と市民視点の2つの視点があります。行政視点による検証の1つは、「平成26年度の条例検証」。これは、前回皆さんにも紹介されましたし、資料としても配られていると思います。そしてもう1つが、今回の「令和元年度の条例検証の答申、市長からの諮問への答申」です。前回から行政が審議会を設け、我々に検討をしてほしいという要請をされています。諮問者は市長ですが、日常的にいろんな情報を提供してもらって、検討検証していくのが我々委員ということになります。

「3点に関する内部検証作業」が行われたことも、前回紹介されました。「取組状況の確認」として、この自治基本条例に関連した安城市の条例や施策、実施の紹介がされ、自治基本条例の趣旨に則して全部で107の事業を策定し、実施が始まったということでした。自治基本条例の趣旨に則して、その考え方を反映させるというところをどこかにしっかり持って、この施策が行われているということが紹介されました。

市民視点としては、前回の審議会で、問題点や不足点があるぞということで、「安城らしさ」をどう表現したらよいか、「市民の定義」をどうしたらよいか、「最高規範」という表現は見直すべきではないか、「危機管理」の内容は大災害の時代にふさわしいか、といった意見を委員の皆様からご指摘いただきました。実はこの4つほどの指摘が、ある面、これからとても重要になってくるのかなと思います。

「安城らしさ」については、これまでの自治基本条例の策定時、必要だ、不必要だというような様々な議論があった時、地域の特徴を踏まえた「らしさ」というものをあまり表現せず、どちらかというと、基本原則をどうするかや、前文をどうしたらいいか、住民投票を巡って条例にどこまで書き込んだらいいのか、という議論が先行していたように思います。しかし、そういう段階からもっと進化させて、そのまちで作るならば、まちの暮らしを豊かにしていく、いろんな施策の精神的制度的よりどころとなる、しっかりした内容を入れていく必要があるのではないか、それでなければ不必要ではないか、というところまで言及されるようなところがあります。この「安城らしさ」については皆さんでこれから議論していけばいいと思います。

そのことと関連するのが「危機管理」。例えば自然災害や、交通事故を含めた事故等の危険性なども含めて「危機管理」と言っていると思いますが、それが安城市の実情に即しているかどうか、あるいは、そういう考え方がどこかに反映されているか。

また、「市民の定義」については、前回、外国人の方がどんどん増えていく時代の共生の在り方について議論を深めたいというご指摘がありました。グローバル時代の影響が安城市にも大きく及ぶ流れの中で、今年の4月の法改正の下、外国人の研修生の在留期間が延びる、あるいは種類が増えてくるということからも、待ったなしだろうということですが、果たしてそういう定義・問題のとらえ方だけでいいのだろうか。例えば若者の意見をどう反映させていくのか、我々よりも長く活躍していく若い世代が必要と考える行政組織としての安城市はどういうものなのか、どういう考え方で運営していくべきなのかとか、そういうところが実はとても重要ではないのか、それが市民の定義の中で横出しで書かれているかどうかということも含めて「らしさ」を追求しないといけないのかもしれません。

「最高規範」については、「規範」という言葉は警察でもよく使われます。「規範意識を高める」ということで使ったりします。最高の考え方、最も倫理的にも正しく、生活のよりどころとなる基準、観点となる、というところを、当時は強調しました。地方自治体が自立しなければいけないということを高らかに言われた故に、「最高規範」であることに執着し、それを設ける・設けなくて、自治基本条例が継続審議になったということもたくさんありました。でも、今、果たしてその段階に留まっている必要があるのかというのを、この審議会でも議論していただければと思います。

他市にあって、安城市にない市民視点①「犬山市協働のまちづくり基本条例」

参考になればと思って、他市にあって安城市にない視点が何かあるだろうかということで、少し話題提供をしたいと思います。

1つめに紹介するのは「犬山市協働のまちづくり基本条例」。今年の4月に施行されました。これは「自治基本条例」とは書いていませんが、「基本」という言葉が入っているので、犬山市が市民協働のまちづくりを進めていく最もよりどころとする条例だという点においては、ほぼ共通するものとして扱っていいかと思ってご紹介します。

この「第3章 まちづくりの担い手」に、「市民の権利、市民の役割、事業者の役割、地域活動団体の役割、非営利活動団体の役割、議会・議員の役割と責務、市長の役割と責務、職員の役割と責務」などのほかに「学生の役割」が書かれています。また第7条には「学生は、積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を学びと実践の場として、その成果を地域に還元するよう努めます。」とあります。逐条解説には、犬山市に住み、市内の高校、大学、短大、専門学校等に通う若者たち、もしくは市外に住み、市内の学校に通う若者たちに、積極的にまちづくりに参加する機会を提供したり作ったりしてもらって、その成果を地元に還元してまちづくりに活かしてほしい、ということまで書いています。

安城市にも高校がたくさんありますよね。高校生は総合学習の一環で、様々な地域の課題をヒントに学校の中で学んだり、学校の外に出たりして市民団体や企業、行政とも連携を

して、様々な学びの機会だけでなく実践活動をしている。そういう若者たちは一過性の存在ではなく、これから安城市に住み働き貢献をしていく主人公ではないかという捉え方を明文化する必要がある、これが市民の定義の内省化、市民の定義をより内発的に豊かにしていかなければいけないという観点でもあります。近年こういう視点を積極的に表す自治体が増えてきました。安城市はどうか、というところです。

「犬山市協働のまちづくり基本条例」にあるもう1つの視点は「選挙」について。「第4章 市民参加と協働」の第19条で、「市民は、選挙が議員、市長を通じた市政への参加の重要な手段であることを認識し、選挙に関心を持つとともに、投票の機会を積極的に活用するよう努めます。市民は、選挙において投票を行うにあたっては、市の直面する課題、候補者の掲げる政策などに関する情報の積極的な収集や理解に努めます。市民、議会、行政は、選挙への市民の関心を高めるための取組を推進するとともに、市民が投票の機会を十分に活用できるよう、前項に掲げる情報の積極的な提供に努めます。行政は、選挙への立候補に関する手続きについて明快に説明し、立候補予定者の政策立案に必要な情報を提供するなど、誰もが立候補しやすい環境を整えるよう努めます。」という項目を挙げています。市民が直接的に町内会自治会活動やNPO活動などを通じてまちづくりに参加し、市民参加や市民協働を実現するだけでなく、もともとの参加、協働の一番大事な「選挙」をもっと大事に扱うべきであろうということで、こういう項目を入れています。

犬山市のホームページを見ると、「選挙手帳～未来のわたしへ～」という手帳が発行されて、「選挙に行ったらメモしておきましょう」「未来を担う18歳から20歳までの皆さんを対象に、平成28年度初めて配布しました。人生を80年と想定すると、一生涯において選挙で投票する機会は約100回になります。」ということが記されています。参加の機会を無駄にしないようにしましょうという啓蒙的な呼びかけを条例の中に規定をしたということです。この点で、安城市の場合はどうか？ということも、考えるきっかけにはなるのかなと思います。

他市にあって、安城市にない市民視点②「新城市自治基本条例」

もう1つの紹介は愛知県の東三河の新城市。県内の都市で唯一、消滅可能性があるといわれたまちで、ここで作られた「新城市自治基本条例」の見直しを図っていく作業をしています。まちを取り巻く環境が厳しさを増す中、安城市が自治基本条例の必要性を掲げたものと同じように、すべてチェックすると、とても自立は行政のみの努力では難しいということで、改めて憲法に遡って地方自治とはどういうことなのか、団体自治とはどうあるべきなのか、住民自治はどう具現化していくのかという検証をする中で、安城市と同様に市民の皆さんが多く集まって、まちを運営していくための根幹となる条例の必要性の検証と制度設計と、議会での審議を通して実現したものでした。

この「新城市自治基本条例」の「第6章 参加の仕組み」で、参加、住民投票とともに「市民

まちづくり集会」と「地域自治区の設置」を条文化しています。第15条には「市長及び議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。」と書かれています。この「市民まちづくり集会」は、毎年1回、市長が主催して行うだけでなく、必ず議会と協力して行う。これは市民の発議によって開催することもできますが、何よりも市長及び議会が責任を持って市民参加の機会としていろんなテーマを実行委員会に検討してもらって、行政サイドにも参加を呼び掛けて行うということです。

「地域自治区」は、広域合併をしたまちまちで、昭和の合併時や平成の合併の段階で行政のあった区域を「地域自治区」と称して地域の様々なまちづくりを市民と行政が協働で行っていくための協議会です。これは、地方分権改革と併せて、平成の大合併による地域の心配事が大きくなる中で、単に合併して行政を大きくすればいいということではないだろうという審議を何度も繰り返して、地方自治法の法律の改正を通じて明文化された制度なんです。実は当時、自治省の大臣官房と私もずいぶん議論をしました。この設置が果たして必要なのか、どう設置するのか、専門家の委員の一人として何度も意見を提示しました。私の所属する学会でも、専門家の中で議論をして、地域自治区という制度を地方自治法の中に制度設計した上で市民参加を広域合併した所でもできるようにしていこう、ということだったんです。ですからここにイデオロギーというものではなく、非常にきちっとした制度設計の下で行われたものでした。

この「新城市自治基本条例」でのもう1つの視点は、「実効性の確保」です。今回、自治基本条例の検証をする審議会が設けられましたが、市を取り巻く外部環境が非常に厳しい新城市では「市民自治会議」の設置をしています。第24条には「市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。」と書いています。安城市の場合でいうと、107のいろんな施策が間違いなく行われているかを検証するために、「市民自治会議」を設置、常設をするということです。今回のこの審議会は5年に1回の見直しをするために開かれましたが、果たしてそれでいいのか、5年に1回の検証で間に合うのかどうか。新城市では、これを毎年検証していくことが必要だろうということで、「市民自治会議」を設置して検証内容について市長から諮問を受ける、ということをしています。毎年この条例の実効性を諮問したり、諮問が特にない場合は自主的に検討会議を行って報告をするということを行っています。こういうことを設けているところが近年では多くある。安城市で、「市民自治会議」のような検証組織の必要性があるのかないのかということも、皆さんで考えていただくことも大事なのではないかと思います。

実は、新城市では、この6月5日に、市長から市民自治会議会長に対して諮問が平されま

した。諮問事項の1つは、市民の権利を具現化するために、「公開政策討論会条例」をつくれるかどうかについて。選挙の立候補予定者が政策などの話をするための集まりを設けたり、告示されていよいよ立候補する段階になった時に選挙の運動が過熱していろんな主張が積極的に行われるけれど、4年に1回の選挙が終わるとおしまいじゃないかと揶揄されたり、立場からするとあっちの陣営にはいきにくいというような感覚があったり、といった弊害を取り除くために、立候補を正式に表明する前の予定者の段階で、自分の政治活動を表明する機会として公開討論できるようにしていきましょうということが、市民自治会議の中で検討されています。つまり自治基本条例の中の「市民の権利」に関わるところで、一文を設けることはできないかということにつながってきています。

諮問内容のもう1つは、「若者総合政策その他若者が活躍するまちの形成の推進に関する事項について」。犬山市と同様に、若者達(16歳から29歳)が地域のまちづくりに参加して、意見を言うだけでなく、一定の予算の範囲内で予算を有効に活用できるように政策を作って議会で審議していただき、その結果によっては、予算にもとづく施策が始まっていく。意見を述べるだけでなく、若者が責任を持って行動していく道を作っていく「若者総合政策」をこのまちでは導入している、導入せざるを得ないといってもいいかと思います。「若者条例」「若者議会条例」という名前も自治基本条例に即して作っているくらいです。

以上で私からの話題提供を終えたいと思います。今日皆さんにご紹介した内容は、前回皆さんが指摘された「安城らしさをどう表現するか」や「市民の定義は国際化の中でどう考えるべきか」、「最高規範の扱いをどうしたらいいのか」「危機管理は条例でうまく表現されているか」というご指摘に共通する観点で、すでに条例改正を行ったり新たな条例を作るまちが県内にあるということをご紹介すると同時に、皆さんがご指摘された内容をぜひ今度深めていただきたいという趣旨でご紹介しました。

【司会】: 鈴木会長ありがとうございました。それでは少し時間がありますのでご質問の時間を取りたいと思います。

【委員】: 地域自治区について私はあまり知識がないのですが、これはどういう目的、仕組みなのかご紹介いただけないでしょうか。

【会長】: 広域合併に際して、中心部から離れた周辺部は、ますます衰退していくのではないかと、合併は周辺町村にとってはメリットのないものになるんじゃないかと、小さな町村は国の補助金や交付金を積極的に活用して独自性の強い「〇〇らしさ」を持ったまちづくりをしてきたが、そういうものが合併を機になくなってしまふんじゃないかと、住民参加・住民協働を通じてまちづくりに危機感を持って取り組んできたにも関わらず、合併がそういう取り組みを無にってしまうんじゃないかと、という意見が多く出されました。それに対して、総務省の方も「今の制度設計だと、確かにそうなる可能性がある」ということを正直に言いました。そこで、「一定の期間、周辺町

村の意見を拾い上げたり保証する財政的な措置をしたかどうか」とか「意見があれば本庁の方に積極的に意見を出せる仕組みをつくったらどうか」という意見を言ったんですが、「それでは一定の期間を過ぎたらダメになるんじゃないか」という心配が出されました。そこで、そのような心配をなくしていくために、恒久的に一度制度を作ったらずっと運用できるような地方自治制度を市町村内部に設けられるようにしていこうという協議がされて、最終的に法改正されて「地域自治区」というものが設けられました。

これは、まちの中だと中学校区くらい、周辺部では単体または複数の中学校区くらいの範囲で1つ設けられています。この「地域自治区」は大きくは2つの組織があり、その1つが「地域協議会」。町内会長やPTA会長、農業委員の方などが地縁の代表者だけでなく、NPO法人の理事長や弁護士さん、会計士さんなども委員として入って、いろんな協議をしたり政策提案をしたり、場合によっては一定の予算の範囲内で事業の提案もできるというものです。その地域協議会の事務作業をサポートするのが「地域振興事務所」。合併するまでの役場であったところが担当して、住民の参加・協働を制度的にサポートしていく形を設けています。

この地域自治区が導入されているのは全国で15しかありません。県内では豊田市と新城市の2つの自治体、県内で1位2位の広域行政区域を持つまちで運用されています。

よく似たものとしては、「まちづくり協議会」という制度があって、愛知県の高浜市が非常に注目されています。自治基本条例をもとに行政の運営の仕方全体を見直して、その中で行政から住民に参加の機会を提供するだけでなく、地域の中から積極的に協働の場を作ったり、行政に政策提案できるようにしていく道を作るために「まちづくり協議会」という制度を作っている。新城市の場合は地方自治法に基づいて地域自治区制度を設けているのに対して、「まちづくり協議会」は自治基本条例というまち独自の条例を根拠にして、協議会という集まりを設けて運営していく形をとっています。

【司会】：ありがとうございます。それでは、これから、議事に入りたいと思います。議事の取り回しは鈴木会長にお願いいたします。

5. 議題

(1) 取組状況について

【会長】：それでは次第に沿って、まずは「取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】：前回の審議会で、前回検証後の条例の効果や市の発展について、ご質問がありました。人口や財政状態については、内部検証報告書に記載していますが、追加の参考資料として、農業、工業関連の統計、市民協働団体登録数の推移、審議会の女性参加の推移、町内会の加入割合の推移をまとめたものを、席上に配布していますので、ご確認ください。

前回の審議会で神谷委員にご指摘いただいたとおり、自治基本条例は理想的なものを定めているもので、条例があるから具体的に本市がどう発展してきたということを数値で示すことは難しいと事務局としても考えています。ただ、自治基本条例を根拠として、市民参加条例、市民協働推進条例が制定されるなど、条例の目的である市民参加と協働によるまちづくりが着実に進んでいること、様々な事業が条例の理念との位置づけを持って行われていることに意義があると考えています。

また、前回の審議会で自治基本条例の安城らしさはどのような部分かというようなご意見をいただきました。前回、安城市自治基本条例を説明する際に、その部分の説明が抜けていましたので、補足させていただきます。

いくつかの自治体で、「自治基本条例」あるいは「まちづくり基本条例」という名称の条例が定められていますが、主に、住民主体の自治運営のための理念や原則、市民参加等、まちづくりの基本ルールを定めるものであることから、内容にはそれほど大きな違いはないのかなと思います。

その中でも、安城市の自治基本条例の特徴といえるのは、まず、前文ではないかと思っています。前文とは条文本体の前に置かれ、その法令の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章で、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものです。その中で、安城市が理想とするまち、それを実現するための手段として必要と考えることを、安城市の成り立ちも踏まえて謳っており、安城市の特徴が出ていると言える箇所だと思っています。

また、安城市の自治基本条例の特徴的な条文として、2つ挙げさせていただいています。1つは、第18条の「危機管理」に関する規定、もう1つは、第19条の「持続可能な社会の形成」に関する規定です。これは、制定当時は他自治体の同様の条例にはあまり規定されておらず、また、内部検証報告書でも触れていますが、法律改正などを先取りして規定されたものであるともいえ、安城市自治基本条例の特徴的な条文と言えらると思っています。

【会長】:では、今事務局からいただいた説明や、前回紹介いただいた取組状況について、何かご意見がありましたらお願いします。

【委員】:「安城市自治基本条例に関連した事業の取組状況」を見ていて思ったのは、いわゆる後付けじゃないかと。条例に沿ってこういうことをしたというのではなく、どの条例に当てはまるのかを各課に情報提供を図ったというようなことはなかったのかなと思いました。

【事務局】:私どもがこれを作成する際、確かに「この条例に当てはまるものはどういったものがあるか」という聞き方をしています。ただ、ここに書いてあるものはそれぞれ、市民の参加や、条文に当てはまるものを挙げさせていただいているので、確かに後付けというか、当てはめるという部分はあったかと思いますが、必ずしもそうでもない。これによって市民参加を促進したもの

も入っているのかなと思っています。

(2)規定の追加について (3)規定の廃止について

【会長】:では、次の「規定の追加」と「規定の廃止」について、説明をお願いします。

【事務局】:前回配布した「内部検証結果報告書」(資料5-1)の5・6ページ、「概要版」(資料5-2)では12・13ページに当たります。

事務局としては、社会状況の変化によって新たな理念を追加する必要はないものの、今後ますます市民参加と協働の必要性が高まるなかにおいて、改めて本条例の役割として協働を推進することを定めることは重要と考えており、今日の配布資料6にあるように、「市長は、協働を効果的に推進するための制度の整備に努めます。」という規定を「第6章 市民参加と協働」の中に追加した方が良いと考えています。

資料6の裏面に、参考として、他自治体の同様の条例の状況を記載しています。

この追加規定案は、あくまで事務局案ですので、より適切な表現があるかどうか、そもそも不要ではないかという点も含めて、ご検討いただきたいと思います。

また、規定の廃止については、概要版の13ページに記載されているものですが、事務局としては、特に廃止すべき規定はないと考えています。

【会長】:「市長は、協働を効果的に推進するための制度の整備に努めます。」という規定を、第6章の中に入れてはどうかという事務局からの提案ですが、みなさんのご意見はどうでしょうか。

【委員】:趣旨自体はまさにその通りだと思っています。しかし、条例の第4条に「市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。」と同じような内容がある。敢えて「市長が」というところが今回のポイントだと思うんです。「市長の責務」のところには、一般的な表現が使っているんで、「効果的に推進する」という、レベルが一段下がったような言葉が入るのは、私としてはちょっと違和感があります。市長が積極的に推進するのはもちろんなことでも重要だと思っていますが、他に今後そういう案件が出てきた場合は、市長の責務のところは1つ1つ(重要度に応じてだとは思いますが)入れた方がいいのか、4条でカバーしていると考えた方がいいのか。表現上の問題でどちらがいいのかなあと、皆さんの意見も入れながら、はっきり明文化した方がいいか決めたらどうかかなあとと思います。

【委員】:やっぱり内容的にかぶっていると思います。第2章第4条の中に述べていることをまた繰り返すことになるのかもしれないなと思いました。

【委員】:「効果的に推進する」ということは、議会もそういう位置づけがあると思うんです。そうすると、議会のところにもそういう文言を入れるのか、ということも含めて検討した方がいいのかなと。それと第4条との関係をどうするか、と思います。議会も当然責務があるように思います。

【委員】:第4条との関わりで見ると、「市長」に加えて「議会」を入れると「市民」を外す、という形になりますよね。「市民が主体として」という考え方で作られてきて、市民だけではできないので、議会、市長、執行機関も、としていると思うんですが、第4条と新しい6章のもので、最初読んだ時にすごく違和感があったんですが、いろいろ言っていただいて、少し違和感の意味が分かってきました。「市長が…努めます」と明言してしまうところに少し違和感があるなど。いろいろな要素で進めていく時に、市民は思い感じたことを発言し、議会や市長に提言していくのが自治基本条例の中心なんじゃないかと思うので…だから、違和感が少しはっきりしたような気がします。ありがとうございます。

【会長】:今、委員の皆さんからご意見をいただきましたが、事務局として、この条文を追加をした理由をもう少し説明していただくといいと思いますが。

【事務局】:ご指摘をいただいた第4条は、「市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。」という概念的なざっくりとしたことが書かれていて、第14条では第4条で言っていた「市民参加」と「協働」のうち、「市民参加」について具体的に触れています。「第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。」という条文になっていて、第4条で言っていた「市民参加」について「条例を別に準備します」と言っており、そこに具体的に「市民参加条例」とかいいたものが体系的に出来上がっています。一方、「協働」については、現状で「安城市市民協働推進条例」が市民協働に関する基本的な事項を定めるものとして制定施行されています。また「安城市協働に関する指針」という、市民と行政に関する関わり方や市民活動団体の育成や支援について定めた指針があり、また、「市民協働推進計画」という、市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画で、協働の推進のための施策や事業推進体制について具体的に定めたものがあり、これらは制度として既に準備されています。ただ、この制度を準備するということに関して、自治基本条例の中で、市民参加条例と同じように具体的に保障している規定がないため、敢えて「今後も協働を市長が推進していくんだ」という担保を取るという意味で、自治基本条例の中に新たな規定を設けた方がいいということで提案させていただいています。

【会長】:今説明していただいたことに対して、皆さんご意見はどうでしょうか？市民参加に関わる条例をつくって進めていくということを具体的に言っている一方で、市民協働に関わる部分で、市長が責任を持って制度を作り運用していくという記述がないことは問題であろうと、既に実際に条例や指針を作って運用しているのにもかかわらず、自治基本条例の中にその精神を反映した文言がないのは問題なので、充実させていこうという提案かもしれません。ひとまず趣旨を聞いていただいたので、今後検討していくということでもいいのでしょうか？今日ここで決定ではなくていいですね。

【委員】:先ほどのご意見にもありましたが、これは「市長及び議会は」または「議会及び市長は」としたら、まずいんですか？事務局としては、それでは趣旨に反するというのでしょうか？

【事務局】:議会までを含めるかどうかまでは、事務局としては検討していません。具体的に施策として行われているのが、市長の施策としてされているものが多いので、そういうものについて自治基本条例で担保を置いておくというのが今回の趣旨なので。議会についても、必要であれば検討する余地はあるかなと思います。

【委員】:市長が条例案を議会に提出して、議会がそれを可決するという構造ですから、市民としては、市長及び議会、あるいは議会及び市長、ということであれば、先ほどのご趣旨にもピッタリいくんじゃないかと。議会を入れてまずくなければ、そういう観点もご検討いただきたい。

【委員】:第7章の「市政運営」のところで、「市長は」という項目がありますよね？「市長は、協働を効果的に推進するための制度の整備に努めます。」というのを、市政運営、20条の中に入れて、市長は何をするか、というのだったら私は違和感はないと思います。「協働」の中に「市長は」と入れることに、抵抗感がある。どこに入れるかということに違和感があるので、ここに入れた理由を、後でもいいので教えていただければと思います。

【委員】:先ほどの意見、「市長は」だけでなく「議会は」も入れたらどうか、に関してですが、議会は市から出されたものを審議するだけでなく、議員自身にも条例を提案する権利があつて、最近でも乾杯条例とかいろいろ議員提案があつたと思いますが、市長だけでなく議員としても協働などに対しての制度の提案も十分すべき立場にあると思いますので、敢えて市長だけに限定するのはどうかなあとと思います。そう意味で、第4条に「市民、議会及び市長」とありますが、市民は別のスタンスだなと思いますが、議会及び市長はいろいろな制度の整備に関しては同じような所もあるんじゃないかなと感じます。

【会長】:今の話をもう少し具体的に考えるヒントとしては、安城市は「議会基本条例」がありますよね？その中に議会の責務とは言わなくても、活動原則とか議会運営の方針といった項目が多分あると思いますが、そこに協働を進めるという観点でどう記されているのか、いないのかということ一度チェックしてみる必要がありますよね。もし直接そういう言葉が書かれていなくても、そういう精神なり理念が記されていれば、自治基本条例の中に、議会に関わって、協働を推進する責任があるんだという1項目を入れてもおかしくはないというご指摘は、非常に正常なものになる可能性はあると思います。議論の着眼点としてとても重要なことを皆さんおっしゃっていると思います。

【委員】:第6章14条、市民参加のところの表現と、16条の協働のところに追加するという文章の2つは、ちょっと文章が違う感じがする。元の14条に合わせると、追加の文章が若干変わるような気がするんですが。

【会長】:提案された条文と、第14条の「市民参加の権利を保障するため、市長は…」という文言との

バランスがよくないんじゃないかというご指摘でありました。現行の条例をベースとして今回の提案をもう少し書き直すことも可能ではないかというご指摘ですよね。バランスがあまりよくなかないというのは、確かにご指摘の通りかもしれません。ここに入れるべきことなのかどうかというのも、他の委員からご指摘のあった通りです。これについてどうでしょうか。

【委員】:「市民参加と協働」とあるので、市民が主体になるわけですよね？市長の役割として協働を推進すべきことはわかりますが、市民が協働していくにはどうしていったらいいのか、市長や議会と協力していくというのが効果的に推進するためと思うので、「市長」がここに出てくるのは私も違和感がありました。

【会長】:安城市自治基本条例をもう少しわかりやすく解説した逐条解説の、第14条のところを見ていただくと「第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。」とあって、解説を見ると「市民参加の原則に基づき、市民参加の権利を保障するため、あらゆる市民がわかりやすく、利用しやすい市民参加の手法を整備することを定めたものであり、市長は、そのための市民参加に関する条例の制定を約束しています。」と書いています。「市長がきちっと市民参加の制度を作って運用できるようにしていかないといけない」ということを言っている。ところが「協働」については、市民協働の条例が既に作られて市民協働の指針等も運用されて、制度が作られているにも拘らず、その制度をさらに時代を見て効果的に運用していかなければいけないという、市民との約束事の文言がないので、ここに追加の条文を入れたらどうかという提案だったと思います。ただし、市長がそのようにやるだけじゃなくて、議会もそのような責任があるだろうというご指摘をされました。そうすると、既存の第14条も、また時間を作って一度検討してみることも、必要じゃないかなと思います。ここに議会の責任もきちっと書くことも考え得ると。ただしその場合には、議会基本条例がありますので、その内容を一度皆さんで熟読していただいて、市民参加や協働を進める論点も入っていると確認されたら、より積極的に現行の条文を考え直してみることがあってもいいかもしれません。

【委員】:私は実は市民協働推進会議の座長になっているんです。まだ1回しか行っていないのでまだ全部は理解できないんですが、市民協働の方の担当の課長さんも今日いらっしゃっているということですよね？市民協働の推進の条例があるから、ここにもともと入ってなかったのか、いや、やっぱりこちらにも入れてほしいということなのか、担当の部署はどう考えているか聞いてみたいです。

【事務局】:はい。企画情報課で回答します。市民協働の担当はまた別の部署になるんですが、この事務局案を作るにあたって、具体的に市民協働の担当の部署から「この規定を入れてほしい」という要請があった訳ではありません。自治基本条例、実際にやっている事業を見ていく中で、協働は自治基本条例の中でかなり重要な要素を占めてきますので、その中で協働の

制度の整備に関して、自治基本条例の中に裏付けが必要ではなかろうかということで、事務局である企画情報課の方で考えて提案させていただいています。

【委員】:すり合わせがどうなっているのかと。市民協働の方はどう思っているのかというのを聞かないと。

【事務局】:市民協働推進条例を見ると、第1条にこの条例の目的として「この条例は、安城市自治基本条例の規定に基づき、市民協働の推進…」と書いてあり、市民協働の大元にあるのが自治基本条例であるという認識は元々持っているものだと考えています。

【委員】:私がさきほど、ちょっと違和感があるといったのがそこにつながってくると思うんです。14条の方は「市長は、別に条例で定めるところにより」と書いています。こちらもそういう形にすればいい訳ですね。

【会長】:市民目線で見ていただいて、たくさんの論点が出てきました。今日のところは、あくまでも、内部検証の結果を踏まえた問題提起、皆さんへの投げかけということです。行政内部で検証した結果として、事務局から取り組みの状況、追加・廃止の問題提起の紹介をしていただき、皆様から意見をいただきました。今後、具体的に1つ1つチェックしていく作業が始まっていきます。その中でもう一度、今の条文の所は関わってくると思いますので、そこで再度議論したらどうかと思います。今日いただいたたくさんの論点を踏まえて、審議会での論点協議を進めていきたいと思います。皆さんも是非、議会基本条例、市民協働条例も含めて一度確認していただいて、今回の行政サイドの内部検証による問題提起、この通りでいいのか別の形に変えた方がいいのか、そもそも要らないのか、この辺りを次回以降の審議でお考えを表明していただきたいと思います。ぜひ皆さん準備をして次回以降、おのぞみいただけるようお願いいたします。

では、内部検証に基づくところで、その他に、こういう所が足りないんじゃないか、ここを取り上げるべきじゃないかというようなことをお考えになってきたところもあるんじゃないかと思いますので、委員の皆さんから一言ずつご意見をご紹介していただければと思います。自治基本条例に即して行政のいろんな仕事を各課が検証した結果、事務局の方に、ある、ない、追加した方がいいといういろんな意見を寄せてきた訳ですが、この検証作業そのものがちょっと不十分じゃないかとか、こういう所が大事だというようなご提案があれば出していただきたいと思います。思いつくこと、感想でも結構ですのでお願いします。

【委員】:先回、終わった時点で、私は「言葉を覚えたんで、それからまた文章が出来上がっていく」ということを言いました。帰っていろいろ自分なりに辞書を引いて調べたところ、条例というのは、広辞苑によると、「地方公共団体がその管理する事務に関して法令の範囲内で議会の議決によって制定する法」とありました。その後に具体的な条例を眺めてみたんですが、主語が「地方公共団体」であれば全然問題ないんですが、「市民が」というのが主語になると、これは

条例の本当の意味から言ったらちょっと外れるんじゃないかと、私は自分なりに思いました。

他にもいろいろありますが、今日のところはこれくらいにします。

【委員】:たくさん資料をいただいてすごく難しかったんですが、内部検証の概要の9ページ、取り組み状況で、18条の危機管理のことにに関して、福祉、災害のことが書かれていて…私は自宅に要支援者がいるんですが、最近要支援者の情報をくださいというのが自宅に届いて、こういう所から来ているのかなと思ったのと、地域ではけっこう「情報ください」と町内会にも出しているんですが、そうすると、共助というか周りとかということで、公助というふうで安城市に支えられているなと思ったので、そういうところがこういう所の取り組みから来ていると分かったので、よかったです。

【委員】:危機管理のところの、第18条、「日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え」のところの防犯という関心の高いところもあるんですが、交通というところが入っていないのかな、入れなくていいことなのかなと思いました。

【委員】:「市民」ということですが、いろんな資料を読んで、情報の読み取り能力というか、正確にそれを理解することが自分自身難しくて、どうしても固定観念に捕らわれてしまったりとか、そのようなことになっている気がして、どうもちょっと落ち着かないんですが…。一市民としては、今、市民でも、いろいろ個性があって一人一人が違うので、それをまとめていくのが、今やっている活動でも難しいところなんです。より多くの人と手をつないで、人権を尊重しつつ共に責任を持って、一步一步、一人の100歩より100人の一步をとということで、進んでいけたらと思っています。

【委員】:今日、鈴木先生の話聞いていて、犬山の条例の中で学生をきちんと位置付けているというのは、非常に進んでいるなあと思いました。まちを、学びの実践の場と考えている、学生が積極的にまちづくりに参加する、学んだことを地域に還元する、というような条例が紹介されましたが、学校に関わる者として、これはまさに重要なことであり学ぶべき点だと思いました。学習指導要領も改訂されてきて、情報を通しての学びだけでなく、体験を通しての学びが重視されてきています。安城学園でも生徒達がこの夏休みに様々な企業に出向いたインターンシップに参加しています。また、七夕まつりにもボランティアで参加しています。こういったところに積極的に参加することが、学生、生徒達の市民参加の1つの形ではないかなと思っています。ただ、どうしてもイベントへの参加になってしまって、継続的な参加がなかなかできません。継続して参加できるような体制、取組をどう作っていくのか、カリキュラムの中にどう位置付けていくのかが、1つのポイント、課題になっていくのかなと思っています。生徒達はこういった社会参加の活動だけでなく、様々な活動に参加していきます。そこでの調整なども含めて、どううまく組織していくのか、参加させていくのか、意義のあるものにしていくのか、学びの場にしていくのかが、我々の課題なのかなという気がしました。

【委員】:私は2つのポイントを感じました。1つは、市から出された取組状況について。やったことがたくさん書いてありますが、これをやる過程、仕組みがどうだったのか、そういう観点での判断、考え方を教えてほしかったなあと。これが出る背景、その辺が問題なかったのか、我々もそういう目で考えなくちゃいけないと思いますが、実際にやられた市の方から見てどうだったか知りたかった。

もう1つは、先ほど言われたように、重要な項目の1つとして、人づくり、特に将来を担う若い人をどう育てていくか。犬山の例が非常に参考になりましたが、若い人を着実に継続的に育てていくような仕組み、制度が重要だなと思いました。

【委員】:市民活動団体として動いている身としては、この条例を見ていると全く動けなくなってしまうというか、すごく自由度がなく思えて、動くことが怖くなる部分があります。まちづくりを市民で思うのであれば、もうちょっと自由度が欲しい。責任を持たないという意味ではなく、きっちり責任を感じつつ、それでもみんなで進めていくためにどういうものが必要なのか、もうちょっとわかりやすく動きやすくしていただけるとありがたいなと思いました。今年私たちの団体もインターンシップで学園から学生さんが2名来られましたが、先生達が来た時、ガチガチになって動けなくなるんじゃないくて、自由に自分たちで主体的に動けるような形の行き先を探しているというふうで来られたので、学生さんに話を聞くと、自分達もまちのために何かしたい、何かやってみたいけどわからない、というところを大人が育ててあげられるような、そういうことにつながるきっかけになるといいなあとと思いながら参加させてもらっています。

【委員】:自治基本条例をつくって10年過ぎているのですが、皆さんのお話を聞いていてすごく思うのは、10年って長いなと。まちもどんどん変わるし市民もずいぶん変わってきているんだな。あれも足りない、これも足りないと一生懸命検討しましたが、その時代の検討と、今見るものとはずいぶん違う感じがします。だから5年10年の見直しは大事で、ここで皆さんが違和感を感じるところや、もっとこういうふうがいいんじゃないかというところがあって、今の条例でいいんじゃないか、ではなくて、今の条例をどう変えたらいいのかという目を持って検討するといいんじゃないかなと思いました。私も最初に自治基本条例を作る会の時に参加させていただいて、条例って何？って、何もわからない状態から参加させていただいています。取りまとめ役なんかもさせていただいてやっていたんですが、時代が変わっていくと内容が変わっていく、だから見直しが必要じゃないか、と言った覚えがあるんですが、やっぱり見直しがあつてここでのように議論されることがすごくいいなあとと思います。

【委員】:この基本条例で、安城市の方が発達してきたということは、人口の方は増えてきてはいるんですが、今回参考資料で出していただいた、農業関係・工業関係市内統計でいくと、事業者数と農家の数は減っていますので、何が本当の安城市の発展なのかなということをしつかり考えながらこれを考えていかないと、結局最後は人口が多ければいいのかとか会社が多けれ

ばいいのかとか、偏った形になってしまいそうな気がするので、今後まだあるのでしっかり考えていきたいと思います。

【委員】:18条、危機管理について。先回の検証結果の5ページに、「大規模災害への対応」というのがあります。その中で、「自助」「共助」「公助」とあるのですが、「自助」「共助」は我々が挑戦しなければいけません。「公助」はちょっと別の形で行政に動いてもらわないといけないので、一緒にはできないんじゃないかなと思っています。

会長の話にもあった、市民の定義で、これから外国人が増えたとき、どのようにしていくのか？自立した社会を実現していくという時に、外国人を含めて成り立っていくんだろうと思っているんですが、我々にはこういうところで議論する場があったり、あるいは、多文化共生について議論することがありますが、外国人に対してそのような話をする場をどのように作り上げていくのか。ある町内会で、数年前まで20%くらいの外国人がいたときにはコミュニティが維持できたんですが、10%増えて30%になって、コミュニティを維持するのが非常に難しくなってきたと聞いています。外国人問題はさらっと流すのではなく、彼らに考えてもらう機会を与えるのかということも考えていく必要があるのかなと、そういうことも考えないと大規模災害に対応することができないのかなと思っています。

【委員】:市民の定義は次回以降だと思いますが、外国人を含むかどうかは非常に難しい問題。世界的に言うと、フランスのように、外国人をフランス人化する、フランス人として取り込んでフランスの文化を守っていこうという考え方がありますが、日本はかつて植民地、韓国、台湾、というところで、日本人化しようとして失敗した暗い過去がありますから、今の主流は多文化共生していこうということで、そうするとブラジル村、中国人村というものができて、かえって孤立して他の住民とのコミュニティがうまくつukれないということがあって、本当に悩ましい問題。安城市だけではやれない難しい問題だと思います。ただ、外国人が増えてきているという実態がありますので、我々がそこで1つ先鞭をつける、1つの新しいモデルを提供できるようなことがあれば、非常にいいと。この自治基本条例の市民の定義の議論がその議論まで広がるといいなと思っています。

【委員】:私も犬山市の学生の話聞かせていただいて、高校生などを支援する立場として、これからの若い人たちが参加できることが多くあればいいかなと思いました。今回初めて参加させていただいて、10年前から参加されている方もいて、やっぱりその時その時に合った条例を考えていけたらと思います。皆様のご意見を参考にしながら出席させていただきたいなと思います。

【委員】:この自治基本条例の第3条(6)で「コミュニティ」の定義として、「町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体」をコミュニティだと言っていますが、私は町内会を預かる身として、町内会のウエイトが、この自治基本条例の中で、か

なり軽視されているのではないかと感じます。もともとこの条例に関心があった訳ではなく、今更ということかもしれませんが、町内会を預かる身としてはちょっと寂しいなあと。今日出させていただいた参考資料の方にも、町内会加入割合が72%と、70%前半でこれまでずっと推移していることからいけば、軽く見られてもしょうがないかなという気もしますが、これも地域でかなり差があって、中心部、新しいマンションの所はこういう状況かもしれませんが、周辺部は100%加入。自治という中では、安城市と私共町内会はお互いに最も強力に結びついてると思っていますので、自治基本条例を見た中では、そういったことももう少し目を向けていきたいなあと感じました。

【会長】:ありがとうございました。今、皆さんのお考えを聞かせていただいて、次回以降、規定のチェックをしていく際に役に立つご指摘がたくさんありました。例えば野上さんからは、危機管理に関する交通のことをおっしゃっていただきました。新たに追加することだけでなく、既存の規定の中でも、「など」という言葉に総まとめにされている中にも、今日的にこれからの時代を考えると、もっと表に出さなきゃいけない文言があるんじゃないかという指摘につながってくるんですね。交通事故については、認知症の方が増えて交通事故を起こさないために、その方に求めてもなかなか難しい。じゃあ家族にどこまで責任を負えるのか、地域で何かできるのか。交通事故を防ぐことも、市民の役割として危機管理の中に実は記されているんですね。でもこの条文には出てきていない。高齢社会を迎えていく安城市にとって、この条文がふさわしいかどうか見直さなければいけない。また災害のことも、施策には取り組んでいるけれど、その面から見直した時に果たしてこの条文は適当なのか。もっと適切な文言を表に出していく必要があるのか。安城市において市民参加や協働の実態をつくっている実践活動がありながら、それがここの施策と当事者とのつながりだけで済んでしまっていて、安城市の自治基本条例の中で考え方としてしっかり謳っていないのであれば、そういう文言を入れる必要がある。このように、日頃皆さんが行っている実践活動、あるいは実際に市の担当と一緒にやっている仕事の中で、自治基本条例に欠けているものがずいぶんあると皆さんお考えになって指摘されたと思います。

今日は、行政の検証の中で、行政サイドからやはりトップの責任をきちっと出した方がいいという問題提起で始まって終わっていますので、それはいいだろうと。でも、その書き方、表現の仕方、関連事項はまだまだ見直すところがあるだろうというご指摘をいただきましたので、自治基本条例のどの規定のどんな所に内容を加味して改正提案にもっていったらいいか、次回から具体的に検討しましょう。是非建設的に議論をしていきたいと思います。皆さんに大きな方向性を作っていただきましたので、それを尊重して次回以降進めていきます。

(4)その他 次回以降の審議予定について

【事務局】: 本日は、貴重なご意見、ご提案、問題提起をいただきありがとうございました。次回以降は、具体的な条文について、順を追ってご議論いただきたいと思います。次回以降のスケジュールについては、お手元にお配りした「自治基本条例審議会進行予定(案)」をご覧ください。初回は内部検証結果ということで論点を一旦お示しさせていただきましたが、論点が複数あることから、会長とも相談し、事務局でスケジュール案を作成させていただきました。

次回第3回では、「市民の定義」、市民の定義とも関連する「議会や議員の責務」について、また第4回では「住民投票」や「条例の位置づけ」、「条例の見直し」について審議をいただきたいと思いますと考えています。第5回では、第3回、第4回の総括と、それ以外の少し細かい論点について、事務局案もお示ししながら審議いただきたいと思いますと考えています。

また、第3回、第4回の審議では、より活発な議論ができるように、3つのグループに分かれてグループごとに話し合いをし、内容の報告をしていただくグループワーク形式で行いたいと考えています。グループのリーダーは、会長、副会長、神谷委員におつとめいただきたいと思いますと考えております。また班編成については、会長とも相談しながらこちらで決めさせていただきますと考えています。

また、直接この審議会の議論とは関係ありませんが、自治基本条例の関係で、「まちづくりを自分事に」というテーマで、若年層を対象としたワークショップを11月に2回ほど開催してみてはどうかと考えています。

最後になりますが、今日の配布資料として「論点検討シート」をご準備しています。見開きの左ページに論点の整理と参考情報を記載しています。大変お忙しいと思いますが、皆様にこれを読んでいただき、右ページに自身のご意見をご記入いただければと思います。次回10月9日の審議会は、大論点1・2の部分が対象となりますので、その部分をご記入いただきご持参いただければと思います。

【会長】: 論点シートは、書いて持ってこればいいんですね。これは最後に提出するんですか？

【事務局】: 提出は考えていません。皆様の御自分のノートとしてご活用ください。

6. 連絡事項

【事務局】: 次回の審議会の日程は、10月9日(水)午前10時から、場所が変わって市役所本庁舎3階の大会議室を予定しています。時期が近づいたら改めて通知をいたしますのでよろしくお願いいたします。

【会長】: それでは、第2回の審議会を以上で終了したいと思います。長時間に渡り、ありがとうございました。